

<報道発表資料>

令和7年3月27日

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

## 「民事調停セミナー」及び「無料相談会」の開催

弁護士を含めた民事調停委員が皆様の御相談を伺います

この度、京都市では、京都民事調停協会との共催により、当事者間の紛争の円満な解決 を目指す民事調停制度の普及と、市民の皆様の相談機会の拡充のため、「民事調停セミナー」と調停委員(弁護士を含む。)による「無料相談会」を開催します。

## 【セミナー及び相談会の概要】

● 日時 令和7年5月15日(木)

【民事調停セミナー】午後1時30分~2時45分(受付・開場:午後1時から) 【無料相談会】午後3時~5時(受付:午後1時~1時30分、午後3時~4時30分) ※ 相談時間は、1組当たり30分程度。

● 場所 中京区総合庁舎4階第1研修室

(〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ)

- ※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- 開催内容 【民事調停セミナー】
  - 1 「民事調停はトラブル解決のお手伝い」

講師:京都簡易裁判所職員

2 「賃貸借をめぐる相談」

講師:弁護士 谷山 智光(たにやま ともみつ) 氏

- 定員 【民事調停セミナー】先着30名(事前申込制)【無料相談会】12組(当日先着順。事前の申し込みは不要。)
- 申込 【民事調停セミナー】令和7年5月1日(木)~5月12日(月)に、 HP(https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000338640.html)又は FAX(075-366-2259)からお申込みください。
- 参加料 無料
- 運営 主催:京都民事調停協会、共催:消費生活総合センター



## <民事調停制度について>

金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に対して、当事者双方から実情を聴き、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

## <お問合せ先>

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

電話:075-366-2250